

状を聞いてくれるわけではありません。ネットのほうがきちんと注意書き画面が出てくるし、購入できる個数も制限されています。3人目の子供が生まれるとさらに買い物が大変になってしまいます。ネットでの薬に購入を禁止しないでください。(※)

40) なぜ、国は国民が必要とするものを取り上げていくのか。

年々貧弱になっていく医療機関ととても先進国とは思えない不便さ。毎日どの医療機関も超満員でそこの従事者もみなへとへとです。これでは、きちんとした診療が出来るでしょうか。ただでさえ医療費の財政圧迫があるというのに自身で治せるならそのほうが国のためにも個人にも医療機関にも有益になるでしょう。もうすでに高齢化社会が始まっているのにわざわざ体調不良の時に足を運ばないと薬も購入できない社会に後退していくのか。

通常、薬局にいったからといって、薬剤師に相談して薬を購入するわけでもなく、自分で選んで買うでしょう。通販でも同じこと。わからなければ相談も出来ます。しかも、どの店も品揃えが豊富で安価であればいいが、お目当ての薬を探すのに、わざわざ何件もはしごしなくてすむではないか。店だと買いにくい薬だが、なれば遠くまで買いに行かせるのですか。体調が悪いときに国は国民にそれをしろというのでしょうか。同じものを少しでも安く買わなくてはいけない国民のみにもなってほしい。通販で買えないのであれば、店舗でも買えない薬品にしたらいかがですか。そんな危ない薬品なら、そもそも店舗で売っても危ないのでないですか。

持病があって漢方薬を飲んでいますが、手ごろな店が探せません。そんなとき、通販でいい店を探しました。何年も利用しています。でも大阪と福岡ではそうそういけません。通販ができないと困ります。この先進国日本を死守するためにも、国の財政破綻を防ぐためにも通販をなくさないでください。

追伸：我が家の場合、家族の薬の購入は主婦である私がやっています。対面販売にこだわっているようですが、必ずしも本人が買うわけではないので意味があると思いません。そんな家はざらにあると思います。手渡しにしても口に含むものの安全をいうなら食品もその対象になるのでは。(※)

41) ネットで購入するメリットは、やはり外に出れない方がいるということを忘れてはならないはずです。これから高齢化がすすむにつれてもっと必要になっていくのにもかかわらず。どんな思考しているんですか？

私は、外見が湿疹だらけで外に出るのが非常に苦痛であります。もちろん私がいやなだけでなく、それをご覧になる周囲の皆様にも配慮していると私は自負しています。

そんな私にとって、ネットで塗り薬などの購入を規制されてはかなわない！！！！！！

一体こんな規制をして何を防ごうとしているのかは知らないが無意味、横暴極まりない！！！！

もっと考えて動くべきです！！！！！！

強行する前に納得のいく国民全体への報告が必要不可欠ではなかろうか！！！

知らないうちにいつもいつも可決してしまって、非常に不快！！

42) 私は現在脳内出血の後遺症により外出が面倒です。買い物などインターネット販売に助けられている面もあります。一般用医薬品（水虫薬、便秘薬、胃腸薬等）に関してもネットのほうが説明もわかりやすいし、値段も安いように思います。

43) 交通事故にあってから利用しています。

当地の多数の薬局の中から選び求めるのが困難ですので、今までどおり販売してください。

インターネットによる医薬品の通信販売は、世界常識になっており、これを規制することは今後の生活のスタイルの在り方を考えると全く有り得ない法律だと思います。

インターネットは店頭での対面販売に比べて、著しく安全性があります。

情報が豊富であり、アルバイト店員の押し売りで買わされることなく、十分時間をかけて考慮することができることは、対面販売よりもはるかに優れています。

ネット環境の急速な進化や、ホームページの今後の進化を考えると、現時点で医薬品の通信販売を規制することは全く間違っています。

医薬品の通信販売を禁止することにより、非常に多くの人が困ります。

今騒がれている鳥インフルエンザが現実のものとなったとき、外出制限があった場合の薬の入手はどうなるのでしょうか。

こんなおかしな法律は、絶対に認められません。

44) 小さな乳幼児を抱え、外出もままならない主婦です。急に、風邪をひいたり腹痛になってしまってもそうそう病院にも薬を買いに行くのもままなりません。すぐ近くに店舗があるとしても、外出出来ない時はネットで購入できる現環境は、医薬品に限らず本当に助かっています。

そうでなければ、具合の悪い中で正直育児ノイローゼになっていたかもしれません。。。医薬品を使用した犯罪などが多発する中、単に規制すべきというのではありませんに安直な考え方ではないでしょうか？

真に医薬品を必要とする人々がネットで安心して購入できるようなシステムと法整備がこれからのか社会に目指す方向だと思います。

45) 信頼できる漢方の店を見つけ、色々相談にのって処方してもらっている。病気も特殊であるし、自分の症状に合わせた漢方医者を近場で今後見つけるのは煩わしい。

今かかっている漢方は癌にくわしいし同じ症例も経験があるので今後もかかりたい。

関東から九州なので医薬品を買いに行くことは不便この上ない。

46) 家族がインターネット販売で遠方（九州）より漢方薬を購入しております。一律に禁止となると、ようやくたどり着いた「信頼できて本人に合ったお店」で相談に乗っていただいたら、購入が出来なくなるということです。

（あるいはお店まで足を運ぶということですが、実際問題漢方を買うのに東京から九州まで行くということはまったく持って現実的ではありません。）購入のための交通費の問題だけでなく、そのようなお店を探すのにどれだけ苦労があったか。事故・犯罪などの懸念からの措置と思われますが、そうであれば販売店の審査・登録などの措置もあると思います。このような法令改正があれば、全国の多くの同じような方の死活問題となるのは間違いないと思います。断固反対です。（※）

47) 私の弟が脳梗塞で倒れ半身麻痺になり、その介助のため仕事をやめ、健康診断をしたところ、私自身にがんが見つかりまして、病院を回りながら弟の介助で病院に居ると日が暮れますので、薬局に足を向ける回数が少ないので、やはりネットで自由な時間に薬が購入できるのはとても便利だと感じているのでメールいたしました。

48) ネット通販でも、きちんとした薬剤師さんが居るお店があります。それを考慮せず、ネット注文できなくなるのはどうなのでしょうか？

当方の実家は山奥で、近くの薬店に赴くだけで車を使わねばなりません。バスや電車を…

とお役人さんは思うのかもしれません、当方の実家はお年寄りが多く、介護事業も発展しております。タクシーを使う余裕もありません。皆さん、日々の暮らしだけで手一杯です。中には対人恐怖等の精神疾患のある方もいらっしゃいます。共働きのご夫婦だと思います。ネット注文を完全に規制する前に省令案をもう少し見直せませんか？例えば実店舗があり、なおかつネット店もしているお店などは対象外とするなどの考慮がほしいです。どうぞ宜しくお願ひします。

49) 私はインターネットで、自分にあった薬を見つけ、ずっと購入しています。店長さんはとてもよい人で、インターネットやFAXで相談に乗ってもらい、付き合いも長くなりました。そんな関係をずっと大切にしていきたいです。それが、もし、今度の案が通るとほかの店で買わなくてはなりません。それは残念です。郵便で薬を送ることは、そんなにそんなに危険なのでしょうか？その危険さが分からないです。このインターネットの普及した時代に今回の案はデメリットのほうが大きいように思います。
そういう思いがあるため、私は薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について、反対します。

50) 私の息子（9歳）は0歳のときからアトピーでつらい思いをしてきました。通っていた保育園のプールで水いぼが流行し毎日なきながら眠る日々が続いていたときに、インターネットで相談できる薬局を見つけ、すぐに電話しました。紹介していただいたお茶を飲んですっかり症状は緩和し、次はアトピーのための体質改善のために漢方薬を処方していただいております。自宅からは遠いので、年に1回いけるかどうかですが、困ったときにはすぐにメールで相談することができますし、商品の説明もしっかりと伺ってからの服用ですので、まったく不安や問題を感じたことはありません。ニュースなどで恐ろしい薬をネットで購入した人が亡くなったりする事件を耳にすることもありますが、それは限られたごく一部のおろかな人たちの責任において起こってしまった問題であると考えます。まして今回の法律の改正によって防げるものであるとは到底思えません。厳しいルールを作ったことで悪事に対応したという口実のために、意味の無い、役には立たない法律を強行するのではなく、今、現実に生きて頑張っている人々のためになることを考えて進めていただけることを切にお願いするだいでございます。

51) ネット購入ができなくなったらどうしたらいいのか途方にくれています。
親子でアレルギー性鼻炎、花粉症がひどく、特に子供は鼻が悪くなるとひどい咳が出て吐き続け、体力が落ちて病気になるという悪循環です。
たかが鼻炎ですが、QOLに非常に影響があるので。
長年辛い思いをしてきた自分がやっとやっとネット店で巡り合った安全なお薬、そしてとても親身な薬剤師さん、これらは近所には代わりはありません。
海外からのネットで個人購入するはどうなるのでしょうか。こっちのほうがかなり危険なはずです。

52) 私は視力に障害があり、店頭では説明してもらいにくい細かい部分をネットショッピングなどでは書かれています。
店頭の薬剤師さんの説明では分からなかったことがネットの薬業者の説明で分かったりきちんと書かれているものをコピーして保存したりできます。
また、子供がいてなかなか店頭ではゆっくり説明してもらうこともできません。
郵便での販売だけを規制する意味がわかりません。

私のようにパッケージを読めず、薬剤師によって説明が細かくなかったり分からなかつたりすることに対してどのように代替手段をお考えでしょうか？

郵便で買うから事件が起こるといった安直な理論で規制してしまうのは止めてほしいのです。(※)

5 3) 例えば痔などの病気の際、わたくしは女性ですが、店頭で非常に買いづらい思いをしております。ネットで購入する際、質問に応じるところで購入しておりますし、このような悪改は反対です。

5 4) ネットで薬が買えないのは、大反対です。

対面できないから・・・

妊娠検査薬や排卵日検査薬、痔の薬など対面したくない場合だってあります。お店で店員さんに会いたくない、ご近所さんに見られたくない時、これからどこで買えばいいの？こんな人大勢います。全部のお薬を対象にしないでもっと検討してください。本当に必要な人が困っています。それこそプライバシーの侵害ですよ！！！

5 5) 最近になり薬局で買っていた薬がネット購入できると知り、早速利用しているのですが、なぜネットで購入しているかというと、店員さんやほかのお客さんの目が気になるからです。店員の方には露骨に驚かれたりしたこともあります。ほかにお客さんが居ないときに仮に行こうと思っても、また驚かれたりしたらどうしようとか、余計なことを考えなくてもすむようになり、精神的に楽になりました。こんなことで私たちを苦しめるのはやめてください。やるべきことはもうとほかにあるはずです。もっともっと危険なことはほかにあるはずです。時代に逆行することはやめてください。

5 6) こんにちは。

大変忙しいのはわかりますが、少し聞いてください。

我が家の中子2人が、頭ジラミになりました。

小学校から貰ってきたみたいですね…。びっくりしました。虫がいました！

担任の先生に聞き、薬局でスミスリンシャンプーを買いました。

薬局の薬剤師の方に「どこの小学校！」と聞かれました。

やはり、地元などで小さい町だと…。こうなります。

薬1つ買うのにも、誰が、どうして、こう使う。。。を伝えないといけません。

当たり前かもしれないのはわかっています。

しかし、時間、地域、生活環境が、今の時代いろいろです。

どうか、ネット販売を許してください。

お願ひします。

5 7) 当薬局には病で困り果てた患者様（＊＊＊）から漢方薬を求める電話やメールが毎日届きます。

漢方薬は一人毎に証を組み立て、その人その人の病態にピッタリ合った漢方薬を選定するには最低でも10年はかかります。そんな高度の知識を有する全国の薬剤師を無能にしてしまうのは国家の損失であり患者無視になると思います。

副作用の少ないOTCはコンビニで販売するのもいいでしょう。但し、漢方薬は例えメーカーの出来上がった箱物でもコンビニ販売は絶対反対です。全国でコンビニが何万店あるかはっきりとは存じませんが、コンビニの店員全員（例え登録販売者の資格をもっていたと

しても）漢方の詳しい知識を持っているとは到底考えられません。漢方薬は証に合わない処方を服用すると重大な副作用が出ることは厚生労働省様もよくご存知と思います。厚生労働省様はまず一番に病で困り果てた患者様の利便を考え、漢方薬の恩恵にあずかれるように考えて法律を運用することがなにより大切なことではないでしょうか。病める弱者を守り、救うのが本当のあり方ではないでしょうか。

今回の薬事法の改正は患者様の生命の存亡の危機であり、我々薬局の存亡の危機でもあります。病気で困り果てている患者様に必要な薬品を供給するという社会的な使命を果たす事が出来なくなります。

これは薬事法に定められている薬剤師の使命と矛盾しています。

以上、私が憂えていることを正直に書いてみました。どうか厚生労働省様の病で悩める患者様即ち弱者を救うご英断をひれ伏してお願いいいたします。

大変失礼な事を書きましたが、病に苦しむ患者様の代わりと、今後を憂えて心労甚だしい私の意見を書かせて頂きました。

平成20年10月16日（※）

58) 私どもの***は100年以上にわたって地域社会の大勢の女性の更年期トラブル・不定愁訴の改善に大きく役立ってきたと自負しています。現代医学ではなかなか改善の見られない女性の愁訴改善にこうか大きく、親・子・孫へと感謝の声が受け継がれてきました。当薬局の店舗がある所在地域のみならず、インターネットなどにより、広く日本国内にその存在をお伝えすることができる時代になって、すこしづつ全国各地から感謝の便りが寄せられています。大型店舗の林立、コンビニなどでの医薬品販売の拡大などなど、一日三食は食べていけない苦境の中にあって、ただひとつの支えは、全国にささやかでも「こんな漢方の***があつてよかったです」といっていただける感謝の声だけが望みの薬局経営。

そのささやかな希望すら薬事法違反となつたら生きる望みもなくなります。ご再考をお願いします。（※）

59) 現在医薬品のインターネット販売をしていて全国の皆さんから好評を頂いているがもし販売できなくなると正社員、パートで3名を解雇しなくてはいけなくなる。

薬事法では販売できないとはうたっていないのに省令で販売できなくなり、そのため解雇せざるをえないのは心苦しい。これからますます不景気になっていくのに。（※）

60) これまでインターネットを介して薬局等から自らの健康維持に必要な一般用医薬品を便利に入手することができた利益を不当に剥奪するものです。

政府が推進しているセルフメディケーション（国民の健康維持）にとっては、一般用医薬品を必要とする消費者が多様な販売経路にアクセスできるようになることは望ましいものです。上記の観点からは、いつでもどこでも販売経路にアクセスできる、薬局等がインターネットを介して行う一般医薬品の販売を制限するのはなく、むしろ積極的に販売経路の一つとして省令案の中で位置づけるべきと考えます。

インターネットを介する薬局等での一般用医薬品を販売購入する権利を制限することについて、改正薬事法における法律上の根拠が存在しません。また仮にあるとした場合であっても、今回の省令案は営業の自由（憲法22条）を合理的な理由無く制限するものであつて違憲無効の可能性もあると考えます。

薬局等でインターネットを介して一般用医薬品を販売することを制限するという規制手段は、一般用医薬品がそもそも一般の人が自らの判断で服用できる医薬品の類型であること

に鑑みると、手段として合理性がありません。

インターネット上の店舗も必ず薬剤師等の専門的な知見を有する者が運営しているため、インターネット上の画面を通じてその者からの情報提供が受けられます。薬局等であってもインターネットを介しているということだけを理由に形式的にその販売場所を規制する省令案は妥当と思えません。

一般用医薬品の安全性は、販売経路が店舗であるか通信販売であるかによって異なるものではありません。従って、一般用医薬品の危険性を根拠にインターネットを介した薬局等による一般用医薬品販売を規制する理由に妥当性がありません。

体が思うように動かず、店舗に出向くのは大変です。(※)

6 1) ではインターネットでは、顔が見えないからとあります、購入者が薬剤師またはそれなりの経歴をもつてある方については、どうなんですか?

ですから、全部をダメとはせずに、一部ずつの改正をされてもいいのではないかでしょうか? 実際に私は、ドラッグストアーに約20年間ほど勤務しておりましたが、家庭の事情とかありまして両親の薬(一般薬)はネットにて購入しています。

両親は、既に80歳以上になりますが、その分を自宅まで送っていただいてます。

※ もう一つ、配置販売業の方々は、どうしても売り上げ/月というものがあります、先日は嫁の実家では無理にドリンクを購入させられたとのこと、この様な点からでも、伝統とかはありますか? 今現在は無いに等しいんじゃないですか?

6 2) ネット販売を規制する前に訪問販売による強引な押し売りの問題を野ばなしにして良いのか?

私は昨年、ある置き薬の会社において、研修は一切なく先輩に同行し、置き薬の交換に出でいました。その際に置き薬とは別に健康食品を薬事法を逸脱した文言をならべ、強引に老夫婦に販売している先輩を見て、あまりにも不信感を持ったものでした。対面販売は逆に法規制が届かないのではないかでしょうか?

つまり訪問販売にこそ規制をすべきです。

ネットの場合は情報量がホームページ上にあるので規制しやすく、チェックもできるが訪問販売は薬の交換と称して、健康食品の効果効能を述べつつ、強引なやり方で販売をしております。

これを踏まえまして、利便性や開示性を考えれば、ネットにおける販売は規制すべきではないと思います。世界的な流れからも再考をお願い申し上げます。(※)

6 3) 山間僻地で生活するものにとって、店舗へ出向くのは非常に負担である。

また高齢になり、車が使用できなくなったときはネット購入できれば大変便利である。

配置販売(富山の置き薬)は、品揃えが悪いし、年1回の配置しかない。山間僻地でもネット環境はあり、今後高齢化しても使用できる。時流を無視した「省令案」は真に不適当である。(※)

6 4) *) 配置販売品目は、一般家庭に半年~一年以上の長期にわたって在庫される状態となり、適正な品質を保つために保管管理も期待できない。

薬局、店舗販売行に対しては構造設備規則を定めるなど、在庫管理に厳しい規定を定めておきながら、配置販売品目に限って医薬品が放置状態となる可能性のあることを認めるのは大きな矛盾がある。

また家庭に置かれている開封されていない配置医薬品に品質上の問題が生じた場合、その

責任は誰にあるのか。

*) 配置医薬品の場合、数年間にわたって未使用なまま一般家庭に残される可能性がある。厚労省はそのような長期間残置された医薬品について消費者が使用することを可とする考え方であるか。有効期限が無いものであれば、長期間残置されたものであっても商品として販売可能であるとお考えか。

6 5) 薬効などが詳しく解説されていますので、インターネットで医薬品を買っています。店舗では、販売員少なく説明を受けづらいまた、品揃えに関してもばらつきがあり、納得いく商品を手に入れることは難しく、何故このような法律ができるのか理解できません。

6 6) 薬剤師のコンサルはほとんど受けたことがありません。コンサルが必要であれば、行っているところへ出向けばいいのであって、必要がない場合はスーパーやネットで買えないと大変不便。消費者保護と考えているかもしれません、自己責任で対処すべきと思います。単身なので、急に具合が悪くなった場合には薬も買いに行けません。結局は外出できるまで回復してから行ってあまり意味がありません。ネットでは翌日には配達してくれるので、便利です。

6 7) ネットで購入していた医薬品が買えなくなるのは困ります。店舗だと店の人に左右される。店員のレベルが低いと感じます。ビオチンを知らなかつたのにはがっかりしました。今までその方の勧めるままに薬品を購入していたのでショックでした。ネットだとじっくり調べたり、メールで相談できます。

6 8)

・仕事で帰りが遅くなるとドラッグストアは閉店している。

また、ドラッグストアや薬局の薬剤師はたいした知識もなく、特定の医薬品をすすめるだけであてにならない。化学の知識のある自分のほうが詳しいのではと思うほど。ネットの方が正しく詳しい情報を入手できるし信頼できるので、対面でないからという理由で規制されることには全く納得がいかない。役所は何がしたいのか理解できない。他にやるべきことはあるだろうと腹が立つ。

6 9) 私がよく行くドラッグストアには、薬剤師さんはいるようですが、忙しそうに品出しななどしています。

お客様はオープンの棚から、自分で薬を選び、レジで会計しています。

つまり、対面販売とは名ばかりで、完全にお客が自主的に薬を買っています。

こちらから、店員さんに尋ねなければ、薬剤師はこちらに来ません、

コンビニでの購入も、アルバイトの店員さんに、薬の知識があるとは思えません。

逆に、インターネットでも、質問すれば親切に詳しい説明をくれる販売店のほうが、安心して購入できるし、便利だし、薬事法的にもむしろ安心なのでは? と思います。

ですから、このたびの改正案で、ネットの薬の販売を規制するのは、理由が不当ですし、薬の購入者にとって不利益になるので、やめてほしいです。

7 0) 当方、離島に在住です。

普通の街に住む皆様には到底理解できない状況かもしれません、島では買えるものというのが非常に限られます。

こと医薬品については、島内での薬局は 3 件あるものの、それぞれに品揃えに非常に偏り